

京都市告示第 141 号

平成19年6月12日京都市告示第95号（道路区域の決定等）の一部を次のように改めます。

平成19年7月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

表中

上鳥羽南部緯 4号線	伏見区竹田向代町105番地地先から 同町106番地地先まで	21.10	6.00 ~ 12.00
上鳥羽南部自 歩1号線	伏見区竹田向代町104番地地先内	24.50	5.95 ~ 13.90

を

上鳥羽南部緯 4号線		伏見区竹田向代町105番地地先から 同町106番地地先まで	21.10	6.00 ~ 12.00
	立体的 区域	伏見区竹田向代町105番地地先から 同町106番地地先まで	21.10	6.00 ~ 12.00
上鳥羽南部自 歩1号線		伏見区竹田向代町104番地地先内	24.50	5.95 ~ 13.90
	立体的 区域	伏見区竹田向代町104番地地先内	24.50	5.95 ~ 13.90

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)